

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市観光協会運営補助金		市の担当部課	経済環境部 観光課	
				問い合わせ先	0568-44-0342	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山市観光協会		代表者名	岡田 雅隆	
関係規定	法令	地方自治法		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	—
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		市とともに当市の観光行政の一翼を担っている団体であり、また、定款においても当市観光への貢献を組織目的として規定しているため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山市観光協会の安定的な運営を支援することで、本市単独では成し得ない観光施策推進が可能となり、観光による経済活性化・持続可能な地域づくりが促進され、公益上必要な取組みとなる。具体的には催事への参画や最新の観光情報の発信・強化により観光客誘致が図られ消費の増加による地域活性化が実現するとともに、観光を通じた地域まちづくりが推進される。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		26,412,665 円	26,453,061 円	27,392,603 円	28,310,360 円	
		(26,412,665 円)	(26,453,061 円)	(27,392,603 円)	(28,310,360 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・宣伝物の制作、最新情報への随時更新及び発信 ・観光展への参加 ・メディア、旅行会社へのセールス ・旅行商品の販売促進(新たな観光コンテンツの開発含む) ・犬山観光プロモーション協議会への参画 ・SDGs観光まちづくりへの積極的取り組み など 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		146,077,973 円		
		うち補助事業全体の経費		34,096,371 円		
		うち補助対象経費		27,392,603 円		
		補助対象経費の内訳		人件費(80%補助対象者 協会正職員3名)		20,832,333 円
				人件費(80%補助対象者 協会パート職員1名)		796,736 円
				人件費(80%補助対象者 出向職員1名)		2,800,000 円
人件費(100%補助対象者 市再任用1名)				2,963,534 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		事務局職員の人件費の80%、及び市再任用職員の人件費		
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内の額		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	当該年度の人件費支出確定前、概算により当初交付決定を行うため。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		当市の観光地の魅力発信やマスメディア等への宣伝による観光客の誘致及び知名度・ブランド力向上に寄与している。また、新たなコンテンツ造成にも積極的に関与し取組むことができています。持続可能な観光まちづくり形成のため、事業者や地域住民への働きかけや気運の醸成に資する取組みを実施できている。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		54,598,718 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		桃太郎あゆまつり催事補助金		市の担当部課	経済環境部観光課		
				問い合わせ先	0568-44-0342		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		栗栖桃太郎発展会		代表者名	会長 長瀬 由武		
関係規定	法令	地方自治法		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	—	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		かつての市主催事業を当該団体が事業継承したため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		当該事業は、毎年夏のイベントとして鮎のつかみ取り、地元特産の果物や野菜の卸売など、木曾川の自然環境と観光資源を活用した地域活性化事業であり、当該補助は観光資源のPR活用、地域活性化の面からも有効であるため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円		
		(350,000 円)	(350,000 円)	(350,000 円)	(350,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		鮎のつかみ取りや塩焼きを振る舞ったり、地元栗栖で採れた野菜の販売を行い、熱中症対策のためミストの設置もし、行事を行った。また、参加者の安全と鮎の豊漁を桃太郎神社で祈願する神事も開催した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		746,415 円			
		うち補助事業全体の経費		746,415 円			
		うち補助対象経費		746,415 円			
		補助対象経費の内訳		鮎購入、調理費、串代			296,293 円
				機材購入費			2,360 円
				広告宣伝費			20,600 円
				景品費			135,061 円
				特産品購入費			14,390 円
人件費				236,720 円			
保険代			11,230 円				
諸雑費			29,761 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		350,000円			
		補助限度額		350,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	—		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		栗栖桃太郎地区の地域活性化に寄与していることと、市内及び近隣市町住民からの来客もあり、桃太郎公園が安全で楽しく遊べる憩いの場として認知されることで、観光客の誘致に繋がる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有			

※令和4年度の実績に基づき作成しています。